

衆議院

水産委員会議録 第十二号

(二四〇)

昭和二十九年二月二十三日(火曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

委員 小高 善幸君 澤田 光一君

遠藤 三郎君 夏堀 三郎君

松田 鐵藏君 吉武 惠市君

白濱 仁吉君 赤路 友藏君

淡谷 悠藏君 中村 英男君

出席政府委員

總理府事務官(自 後藤 博君)

治府財政部長(清井 正君)

水産庁長官(立川 宗保君)

農林事務官(水 産庁漁政部長) 徳久 三種君

委員外の出席者

専門員 徳久 三種君

二月十三日

漁業災害補償法制定に関する請願

(熊谷憲一君紹介)(第一五三六号)

板比き操業緩和に関する請願(牧野

寛泰君紹介)(第一五三七号)

密漁取締に関する請願(片島港君

紹介)(第一五三八号)

同月十八日

鵜飼漁港修築工事継続に関する請願

(辻文雄君紹介)(第一八九八号)

富来漁港修築工事継続に関する請願

(辻文雄君紹介)(第一八九九号)

同月二十二日

泊漁港修築工事継続に関する請願

(山崎岩男君紹介)(第二一四五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十三日

第一類第十号

水産委員会議録第十二号 昭和二十九年二月二十三日

被た捕漁船及び乗組員の損害補償並

びに生活援護に関する陳情書(日本

遠洋底曳網漁業協議会議長周東英雄)

(第六三九号)

同月十七日

被た捕漁船及び乗組員の損害補償並

びに生活援護に関する陳情書(徳島

市第一中央漁業生産組合長林茂外一

名)(第八一四号)

同月二十日

内水面漁業の振興に関する陳情書

(滋賀県内水面漁場管理委員会会長

伊賀敏郎外九名)(第九三七号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

○参考人招致に関する件

特定海域における漁船の被害に伴う

資金の融通に関する特別措置法案

(内閣提出第二八号)

○田口委員長 これより水産委員会を

開きます。

ただいまより特定海域における漁船

の被害に伴う資金の融通に関する特別

措置法案を議題として審査を進めま

す。本案は漁業制度に関する小委員会

の審査に付した議案でありますので、

同小委員会における審査の経過及び結

果につきまして、小委員長より御報告

を願うことといたします。漁業制度に

関する小委員長長川村善八郎君。

○川村委員 特定海域における漁船の

被害に伴う資金の融通に関する特別措

置法案について、漁業制度に関する小

委員会の審査の経過について、簡単に

御報告申し上げます。

本案は、去る二月十三日の委員会に

おいて、当小委員会の審査に付するこ

とに決定いたしましたので、小委員会

といたしましては、二月十七日及び本

日会議を開き、熱心に審査をいたした

次第であります。

次に審査のおもなる内容について申

上げます。

第一点は、昨年十二月十八日の委員

会において、農林大臣から説明された

閣議決定案は、当時資料がなかつたた

め、委員の受取り方が多少違つていた

のであります。すなわち操業不能漁船

に対する漁業振換のための改造資金の

融通措置等も政府提案の法案に盛りれ

ておるものと考へていたのであります

が、しかるに去る二月十二日提案され

たる特定海域の法律案は、拿捕漁船だ

けの金融措置であつて、その他の被害

漁船に対しては何らの指定がなく、措

置されないように見られたのである

が、この点に關しては水産庁長官か

ら、操業不能漁船として、さばつり

漁船に対しては、法律案以外に行政措

置としてこれが改造資金七千二百万円

を昭和二十八年度分として公庫から融

資する方針が明らかにされたので、一

応この点は了承いたしました次第であ

ります。

次に第二点は、わが国としてのこれ

ら海域における漁業についての根本的

な対策についてであります。李ライン

関係の拿捕漁船についての代船建造融

資も昨年末までのものに限られ、その

後のものについては何らの措置も政府

において考へていないとするならば、

わが国の遠洋漁業はこれらの海域から

一歩々々後退を余儀なくされる結果に

なるが、それでよいかどうか。この点

については政府としても今後の拿捕漁

船に対する施策を真剣に考へるべきで

あり、委員会としても現在行われてい

る漁船損害補償法による特殊保険制度

等を研究して、この種の漁船に十分活

用される制度となるよう検討されるべ

きであるとの意見が強くなされた次第

であります。

最後に第三点として、本案について

その第一条において、昭和二十七年四

月二十八日以降、昭和二十八年十二

月三十一日までの間の被害を対象とし

ているが、本年に入つてからの二件の被

害は、すなわち本法施行日までの被害

に対しては、同様の取扱いがなされる

べきではないか、あるいはこの第五条

関係において農林漁業金融公庫に対し

て、代船建造資金の貸付申請期間につ

いて、来る四月三十日までと定めてい

るが、もう少し延長すべきではないか

等の質問がなされたのであります。水

産庁長官の答弁により、法第五条但

書により申請期間を延長できるよう、

第二の点は政令において定める旨の発

言があり、あるいは行政措置より考慮

されることが明らかにされたので、了

承することにいたしました次第であり

ます。

また第一の点につきましては、白濱

委員等より発言があり、第一条の昭和

二十七年四月二十八日より、昭和二十

八年十二月三十一日までの適用期間

を、この法律施行の日の前日までと修

正することに小委員会の決定を見た次

第であります。

簡単にその修正の理由を申し上げます

すと、前にも申し上げましたように、

昭和二十七年四月二十八日より、昭和

二十八年十二月三十一日までの適用期

間とした場合においては、この法律施

行の日までに相当の時間もあることで

あり、すでに昭和二十九年一月に入り

ましてから、二隻の拿捕船があります

ので、これらにも当然この法律を適用

すべきであることは筋が通つておると

いうので、小委員会ではこれを議題に

して審議しました結果、ただいま御報

告申し上げましたように、小委員会では

修正することに決定したような次第

でございます。

以上簡単に御報告を申し上げます。

○田口委員長 本案につきまして、質

疑の通告がありますから、これを許し

ます。夏堀源三郎君。

○夏堀委員 ただいま小委員長よりの

報告を承りましたが、この法律案に対

しては私はあえて反対するものではありません。

ただ過般の委員会では、法律

としてこの金融措置を講ずる以上は、

どこまでも公平を期しなければならぬ

という意見を發表してあるものであり

ます。よつてこれに關連して今お伺い

したいのであります。この間もお伺い

したのでありますけれども、答弁は保留

してあります。これは今後行

政措置あるいは法律等において、この問題の措置をどう持つて行くか、たとえば継続するものであるか、打切るものであるか、この問題に關連を持つて来るかどうかと思ひますので、この李承晩ラインがこれまで持つて来て、國際的の問題になつておることは、それはその通りであります、ただ国内的の法律においてこれを操作する場合に、國策的にこの問題を取上げるのであるか、あるいは救済事業として取上げるのであるか、これによつて、今後の措置についても相当検討すべき問題が生じて来るだらうと思ひますので、これは答弁を保留してあるはずであります。これを簡単に御答弁を願ひたいと思ひます。

○清井政府委員 だいまの御質問でございますが、國策であるか救済であるかというふうにはつきりわけることがいかにどうか、私もはつきりいたしません、李承晩ラインの問題は、國家的見地から考えましてきわめて重要な問題であり、しかもこの李承晩ラインの措置が、わが國の漁業の観点、また広くこれを國際法という立場から考えまして、あらゆる角度から見ても、この措置が最もわが國の漁業並びに國際法に關連のある問題であり、従つて私どもといたしましては、その撤回並びに賠償等につきまして、極力今後政府の方策を進めなければならぬと考へておるのであります。同時にまたこれによつて被害を受けた漁業者の關係の方々に對しましては、政府としてはできるだけ努力を払つて、その措置につきまして善処しなければならぬといふふうに考へておるのであります。ただ今回の法律措置は、この

前にも申し上げたのでありますが、今でも李承晩ラインの聲明はあつたけれども、これに對する實力行使がほとんどなかつた、ところが昨年の九月以降、突如として聲明が發せられてその後二、三箇月の間に、多數の船が拿捕を受けたという緊急特別の事態に對する臨時的の措置として政府はこれを考へておるのであります、今後問題といひましては、かかる法律措置によらずに、私どもといたしましては、できるだけ漁業者に對しましては、いゝな方策を講じまして、立法措置を講じて行かなければならぬといふふうに考へております。

○夏堀委員 たいへん抽象的な御答弁であります、私のお伺いをしていゝところは、この間松田委員からも、何か鈴木委員の質問のうちに現れたその一節をとらえて、九社団体と申しましようか、それに対する資本家的の存在であるから零細漁民のそれとは別だ、こういう御答弁がありました、今お伺ひしたのは國策的のそれではなく、いかなる大きな会社であつても、それは國策に準じたものであるから、これは補償まで持つて行かなければならぬ。また金融措置も全体と同じに持つて行かなければならぬ、いやないか、こういうふうな趣旨のお伺ひをした、小委員会での点にどう触れたか、私毎日出席しないのでよくわかりませんが、ただいまの御答弁は國策的のそれであるようにも聞えまして、はつきりいたしません、私は李承晩ラインが國際的問題としてこゝまで来た以上は、これはむしろ國策的な問題として取上げて措置しなければならぬ、いやない

か、しかしそれは御答弁が苦しいだらうと思ひます。なぜならば、もしこれを國策的な問題として取上げることになれば、これ以上の國策はたくさんあるものであるから、これをどうするかといふことが問題になると思ひます。

○清井政府委員 だいまの御質問でございますが、なるほどこの法律案の背景となつております事柄、ただいま私が御説明申し上げ、またただいま夏堀委員からも仰せられましたように、非常に重要な事柄が背景となつていゝことはもちろんであります。しかしながらこの法律案においてとりました措置は、臨時應急の救済措置といわなければならぬと私は考へております。またかかる問題が他の海域において現に發生してゐり、また将来そういう予想のつかないような問題が起るかもしれないう御質問でございますが、

その点は私どもといたしまして、また今後氣をつけて行かなければならぬ問題だと考へるわけであります。一応問題は性格を異にしてゐる点もあり、またわれ／＼としても今後公海漁業につきましては、できるだけ漁業者各位の統制ある行動をとつて問題の起らないようにしたいといふことを、よく自覺自戒して行かなければならぬ。これは業界とも相呼應してやつて行かなければならぬと考へるのでございませう。ただこゝに於いては、問題に對する措置はどうかといふことであります、これはまた私どもといたしましては、公海漁業につきましては規律ある統制をとつて、規律のある操業をやつて行くように今後ともやつて行かなければならぬといふふうに考へてゐるの、かりに問題が起つたといひましたら、そのときに必要な対策については、そのときに十分考へて行かなければならぬと思つております。今回の措置は、今回の李承晩ラインに對する特別措置であるといふことを御了解を願ひたいと考へておるのであります。

○夏堀委員 きよの委員会では、私満足の行くような御答弁は長官から承ることはできないだらうといふことを予想して、農林大臣、大蔵大臣の出席を要求してあつたのでありますが、何か予算委員會の關係で出られないといふこととあります。その通り今後發生する問題については、水産庁長官は、長官の責任において、かくするといふことができないことは當然でありますけれども、この法案を通す上において、今

後そういう問題が必ず發生するだらう。それを知つておつて言はずにおるということも、われ／＼議員にとつて責任上遺憾と思ひますので、あえて質問しておる次第であります。

○夏堀委員 きよの委員会では、私満足の行くような御答弁は長官から承ることはできないだらうといふことを予想して、農林大臣、大蔵大臣の出席を要求してあつたのでありますが、何か予算委員會の關係で出られないといふこととあります。その通り今後發生する問題については、水産庁長官は、長官の責任において、かくするといふことができないことは當然でありますけれども、この法案を通す上において、今

後そういう問題が必ず發生するだらう。それを知つておつて言はずにおるということも、われ／＼議員にとつて責任上遺憾と思ひますので、あえて質問しておる次第であります。

○夏堀委員 きよの委員会では、私満足の行くような御答弁は長官から承ることはできないだらうといふことを予想して、農林大臣、大蔵大臣の出席を要求してあつたのでありますが、何か予算委員會の關係で出られないといふこととあります。その通り今後發生する問題については、水産庁長官は、長官の責任において、かくするといふことができないことは當然でありますけれども、この法案を通す上において、今

後そういう問題が必ず發生するだらう。それを知つておつて言はずにおるということも、われ／＼議員にとつて責任上遺憾と思ひますので、あえて質問しておる次第であります。

る造船の利子補給の問題が非常にやましい問題となつておりますので、一地区にのみ限られて、国策としてならばやむを得ないけれども、国策でもないものに三分五厘の利子でやるということは、はなはだ不公平ではないかという批判は、必ず国民の間から論議されて来ると思ひますので、あえて私は質問を申し上げておる次第であります。そこで李承晩ラインに出漁しておる漁業者諸君が、他の海区に——たとえば北洋の方に出漁した漁業者は、強制的に特殊保険に加入されております。そしてもし拿捕された場合は、その拿捕された船の船員の家族の生活を保障するという措置を講じておるはずであります。これは私が二十七年に北洋漁業連合会長であつたときにこれを主張して、たしか今もそういう方法が行われておると考えております。これは国際漁業であり、むしろこれこそ国策的な企業であるにもかかわらず、国家の苦しい財政面から、この金はあまりお願いはできないじやないかという事で、自発的に各自の責任においてその結末をつけようというのが主眼であつたのであります。それと比較検討して、はたして今李承晩ラインの出漁に参加しておる漁業者諸君は、全部特殊保険に入つておるか、またそういう措置がとられてあつたかどうか、たしかとられていないだらうと私は想像するのであります。そこで国策的ということは何回も申しましたが、それが国策であるにもかかわらず自発的にそういう措置を北洋漁業の方はとつておる。一方は利子の補給までも国家のお世話にならなければならぬ状態になつて、なお自分の尽すべき責任負担もよ

うやらないであつたとすれば、それはどういふことであるか。ここに行政面においての考え方が公平ではないのじやないか。ただ政治的に一地区の政治勢力によつてこの問題を大きく取上げて法文化したということではないかといふが、今後そういうことが批判的にならなければいゝかといふことを私は憂慮するのであり、あえてこの質問をしておるわけでありまして、で、今後の問題をどうするかといふことは、ただいまの御答弁ではつきりこの抱負を承ることはできなかつたのであります。しかし私の言うことは、どこまでも正論であり、政治は公平でなければならぬといふ意味で質問しておるのであります。この法律案に対して反対ではなくして、むしろ賛成の意思をもつて申し上げるのであつて、どこまでもそれは日本国全体の漁業の面において、公海漁業のあり方を明確にして、国策的にこの線に浮かばせなければならぬといふ意味において申し上げておるわけでありまして、もし私の発言が正しいことであつたならば、この委員会において、この操作は、今後のあり方をどう思ふかといふことは、おのずから委員諸君の考えによつて何か御決定になつてくださればたいへんけっこうだと存する次第であります。私は将来のそれを考えまして、一応質問の形においてお伺ひした次第でありますから、委員長においてよろしくおとりはからいをお願いいたします。

○清井政府委員 ただいま夏堀委員からお話ございました点につきまして一言申し上げたいと思ひます。夏堀委員のお話の御趣旨は、私もよく了解いたすのでございますが、ただこれに對するお答は、先ほど申し上げた通りであります。かりに他の地域についての問題が起りました場合におきましては、そのときにおいて最も適切だと思ふ措置を、政府において全力を尽してとるということをお願いする以外に方法はないと私は考えるのであります。ただ、今回の措置が特定地域のみを偏しておるという趣旨のお話でございますが、そういうことは決してない。私は確信をいたしております。これは先ほど申し上げた通り、李承晩ラインのいわゆる不当措置によるのが国漁船の被害に對する措置であります。たゞ、同方面に出漁してあります船が比較的九州、關西方面に多いことは事実であります。従つてそれによつて被害を受ける漁船も九州あるいは山口方面に多いことは事実であります。これは他の地域にもあるものであります。その方面で操業しておつた船が比較的那ういふ地方であるからさうであるといふふうな結果になつて来るのであります。決して一定地域のたみのみの措置ではないことをこの際申し上げておきたいと思ふ次第であります。

○夏堀委員 いわゆる特定地域が、たまたまこの李承晩ライン及びその付近といふことになつたのであります。中共及びソ連の沿岸にはこの特例は及ぼしておらぬといふことを私は申し上げたのであります。これは中共及びソ連の沿岸沖合いも含むのであります。○清井政府委員 中共ソ連は含みません。李ライン関係だけの処置でございます。○田口委員長 赤路友藏君。○赤路委員 ただいま夏堀委員からいろいろ御意見が聞かれたやうであります。ソ連、中共側の拿捕漁船に對しては、私たちも同様な措置をとるべきであるといふ見解を持つております。ので、いろ／＼水産長官の御説明等も聞いてわかるわけでありまして、今後これらの点に對しては、当局といたしまして十分善処するように御考慮をお願いしたいことをまず要望しておきます。

それから、李承晩ラインといふか特定海域における補償の問題に關するこの法律案自体の適用についてであります。損害を受けたといふ面においては中小漁業者も、あるいは大資本漁業家といへども、私は同一であらうと思ひます。この法律に従つて参りますと農林漁業金融公庫からの融資ということに限定されておりますので、公庫法による総トン数千トン、従業員三百以上のものは何らの恩恵を受けないといふ形になるわけでありまして、もちろん大資本漁業家においては、相当自己資本を持つ方々であります。で、これらは自己資本の中においてまかなつて行き得るという点もあるかと思ひますが、現在の日本の漁業の実態は、必ずしもそうした段階には到達してはいないのではないか。従つてこれらの面に對しましても当然何らかの措置が講じられなければならないじやないかと思ひますが、これら

情のものであるから、お話があればこの問題を十分考究するということでありまして、十分考えてもらつておるのではありません。しかし問題は金融機関のことでございますし、いろいろ事情がありますから、そう急には行かぬと思ひますけれども、金融機関としての開発銀行としては、そういう事情のもとにあるということも十分承して、具体的な問題として十分考慮するということを言つておるのであります。私もといたしまして、この船が特殊な事情による措置だという点にかんがみまして、今後なお開発銀行とも折衝を續けて、極力あつせんに努めて参りたい、こういう考えであります。

○赤路委員 今の御答弁で大体わかつたのでありますが、重ねてお尋ねいたします。行政措置として開発銀行からこれらの面に対して融資する方法について善処しておる、そういう方向へ持つて行く、こういうふうな確認してよろしうございませうか。

○清井政府委員 個々の問題についての融資の決定は開銀がいたすことであるから、私どもの方で一々さしずすることはできませんが、問題が特殊の性質のものでありますし、私どももいたしまして、十分そういう方面に向つて積極的に考えてくれるようにというのを折衝いたしておるのであります。

○赤路委員 今度は別な面から当局の御見解を伺いたいと思ひますが、非常に関連性がある問題でございますのでお尋ねするわけであります。今度の予算案を見ても、漁船損害補償法の第百十二条の一項に示されておりますところの漁船義務加入百トンを全然

無視いたしまして、二十トンの義務加入としての予算措置がなされておるのではありません。最近政府はこれら法律を改正するために一括特別委員会を持つとか、あるいは大蔵委員会等において改正の意思があるやに聞いておるわけでありまして、私たちがかつて国会においてこの漁船補償法の改正をいたしましたことは、単に場当たりや思ひつきでやつたのではないのでございます。過去三箇年間の漁船の被害状況を見てみますと、昭和二十六年においては、一万九千八百八十隻、それを金額にいたしますと十五億五千六百万円余りになつております。二十七年は落ちまして二億九千四百四隻、これが約二億、二十八年度では一万二千九百隻で六億三千六百万円、この三箇年間の漁船の被害を総計いたしますと三万一千四百八十三隻で約二十四億という損害になつておるのであります。しかもこれら漁船を含む漁業災害等に毎年政府が支出いたしております利子補給と損害補償の金額を見ても、二十七年は三億二千二百五十二万八千円、二十八年度は六千六百四十七万七千円、二十九年度は一億六千六百一十一万六千円と年々増加の傾向を示しておる。また政府が組みましたこの災害に対します融資金額にいたしまして、二十六年は十月台風に対して十五億、二十七年は十勝とオホツク関係だけでも十九億、こういうふうな非常に多額なものになつておるわけでありまして、私たちはできるだけ相互扶助、協力の上に立つて、こうした面はお互いの方でできるだけ補いつて行きたい、われ／＼が国政に参画いたします限りにおきましては、国民の血税を預つておりますので、国

費は支出する場合十分考えられて行かなければならない、こういう観点の上に立つてございまして、二十トンが百トンにわくを拡大するということがよつて生ずる政府の負担金額というのは約一億四千万円程度のものであらうかと思つてあります。先ほどから申しますように、毎年々々政府の利子補給なり、あるいは損害補償の支出といふものも大きくなつて行きます。あつて、しかも依然としてこの漁船の損害、被害といふものが累年ふえるといふような形になります。これを当面の場当りの考え方ではなしに、少くとも将来を見通して、真に日本の漁業といふものの進展をはかるといたしますならば、ここで一億四千万円程度の予算を増加いたしたといたしまして、将来に対しては十分これを補ひ得るだけの財源が出て来るんだ、こういうふうな私たちが考えますがゆゑにこの法律の改正をやつたのであります。しかるに国会においてかような見通しと水産全体の進展の上に立つてなされたものが政府によつて無視される、これはあまりにも場当たり的な、あまりにも目の前の条件のみにこだわつた拙策であるといふ点にございまして、この法律案との関連性もございまして、この際水産庁長官の明確なる御所見を承つておきたい、かように思う次第でございます。

○清井政府委員 ただいま保険の問題に関連いたしまして、数字をあげていろいろお話がございましたが、確かに数字の面についての話は、お話の通りであると私も考えております。この李承晩ラインの問題につきましても、

当時私どもの指導といたしましては、特殊保険制度なり、乗組員の給与と保険制度なりがあつたのでありまして、これに加入して出漁せられるのが一番よかつたのであります。実際捕獲された船の実績を見ますと、そう／＼全部が入つておるような実績もなかつたのであります。私どもの普及宣伝の方法も足らなかつた点もあるかもしれませんが、これはその方面に出漁する漁業者の自覚にもよらなければならぬ点があつたと考えておるのであります。その後私どももいたしましては、同方面の他危険が予想される海に出漁する船につきましては、保険制度を利用するように指導してまいりたいという趣旨でその後指導しておりますので、その後出漁しております船はほとんどその制度を利用しておるのではなからうかと私は考えておるようなわけでございます。そこで一般の損害補償制度でございますが、これもただいまお話がございましたが、御承知の通りの漁業の経営が非常に不安定な基礎に立つていて産業であります。その他危険も非常に伴うということでもありますので、これが一定の損害補償制度の基礎において経営が行われますれば、いわゆる漁業経営の安定性ということがさらに強化せられるべきであります。これはおそれなく漁業経営の根本問題であらうかと思つております。そういう意味において私は、漁業の損害補償制度といふものはもつと／＼拡充してしかるべきものであるといふことも十分わかります。そこで私も従来そういうことを考えまして、昨年度ありましたいわゆる二十トンまでのトン数を引上げ

る問題であるとか、あるいはさらに塔

載漁具については制度はありますが、実施は行われてないのであります。塔載漁具の問題であるとか、あるいは進んで定置漁業に広く災害補償制度程度まで推し進めてやつたらどうか、こういう問題につきましても十分考えを進めておつたのでありますけれども、私どもの研究が不足の点もあるものであります。いろいろ事情でなかなかその運びに至つていなかつたような状況であります。ところが先般国会の御要請によりまして二十トン限度が百トンまで引上げられた。その二分の一が国庫で補償されるということになつたのであります。その後の事情によりましてただいまは予算措置として二十トンまでということに相なつておるのであります。この問題につきましては、私の方からいろいろ御説明することは実ははなはだ適當でないと申して申訳ないと思つておりますが、とにかく保険制度なり補償制度といふものが不安定といわれる漁業の経営の根本問題である。従つてこの問題をいろいろな面から慎重に検討して、もつともつと拡充発展させなければならぬ問題であるといふことは御指摘の通りであると思ひますので、私どもも今後、研究がまだ不十分な点はさらに研究をさせていたしまして、本制度が漁業経営の安定化の促進という意味において今後研究して参らなければならぬというふうな確信をいたしておる次第であります。

○赤路委員 ただいまの水産庁長官の御意見を承りまして力強く考えます。おそれなく今回の予算の折衝の場合におきまして、水産庁といたしましては、この面に対して十分御努力を願つ

たことと確信いたしております。ただしかしながら、かような実情になつておるといふことは、これはいなみ得ない事実でございまして、従つて長官におかれましては、今私が御質問申し上げた趣旨は、おそらく当委員会の委員各位も御賛同の意思が十分あると思ひます。おそらくこの面に対して、反対の意思を持つておられる委員は一人もないはずであります。この委員会の空気を、農林大臣なり大蔵大臣なりに強く反映さしていただくことをここで要望いたしまして、私の質問は打ち切ります。

○田口委員長 遠藤三郎君。

○遠藤委員 私は先ほどの小委員長の報告に関連いたしまして、水産当局に對して一点を明らかにしていただきたいと思つてございまして、それは去る二月十七日の漁業制度に関する小委員会におきまして、水産庁長官から、李ライン内の漁場から締め出されたさばり漁船の漁業振換のための改造資金として約七十隻分、一隻あたり平均百二十八万円、合計七千二百万円を公庫から融資する方針であるということが明らかにされたのであります。ところが昨年の十二月七日付の李ライン内出漁漁船に對する中型かつをまぐろ漁業の臨時許可についてという水産当局からの通牒が出ておりますが、その通牒によりまして、その許可は本年三月三十一日までの臨時許可である、こういうふうな明記されておられるわけでありまして、ところがこの許可の問題は、御承知のような漁船の船主のごた／＼しておられる事情のためになか／＼進展し

ない。現にかかる事情であるために現在まで許可の申請のあつたものはわずかに三十件しかない。それに対して七件の許可がおりたにすぎないというふうな聞いておるのであります。そうしますとせつかく水産庁長官の立てられた方針が、実は方針を立てただけで実効があがつて行かない、そういう結果になるのであります。そこで私どもこの実情をよく知つておる者からいいますと、三月三十一日までに期限を切つてしまふという行き方がこの趣旨にどうも合わないと思ふ。許可の期限をもう少し延ばさなければ、この方針の趣旨が徹底しないと思ふわけです。そこで相當の期間を延ばしていただきたい。

延ばしてこの許可の基本方針の趣旨に合うように運用していただきたいと思ふのであります。水産当局にこれを延ばす意思があるかどうか。延ばすといひますならばどの程度まで延ばすかであるか、この点をこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○清井政府委員 ただいまの御質問の点は、その趣旨については十分御了解を願つておるわけでございますが、これは当時日韓の会談も続行されておつたのであります。そのうちにはこの日韓関係の問題が解決を見るのではなからうかという予測もありましたので、とりあえずの措置をいたしました。三月三十一日までという期限を切つたのであります。ところがその後日韓会談もいまだ簡単に開かれる状況でないといふことでございまして、また実際の許可の手続を見ましても、あまり円滑に動いていないような実情であります。私どもといたしまして

は、三月三十一日というのは一定の予測をもつて実は切つたことでございまして、客観情勢がその後変化してございまして、またいろいろ／＼な実績から見ましても、これは延ばさなければならぬと考えております。ただいつまで延ばすかといふことについては、ちよつとここではつきり申し上げられませんが、三月三十一日と切りました趣旨から見ましても、この期限は延ばして参りたいということだけ申し上げておきます。

○遠藤委員 その期限を延ばすことについてのお考えはよくわかりました。が、延ばす期間を、申訳的なごく短期間延ばしても、それは意味がないのであります。相當思い切つて期限を延ばすといふことをひとつ御考慮いただきたいことを、この際つけ加えておきたいと思ひます。

なお私はこの際一言だけ申し上げておきたいのであります。この法案とも直接、間接に関連があるのであります。が、先般新聞紙の報ずるところによりますと、わが国の巡視船「さど」が拿捕されております。その後韓国ではこの「さど」を釈放したということが新聞に伝えられておりますけれども、このことはきわめて簡単なことのようにありますが、重大な問題だと思ひます。日本の巡視船を拿捕するに至りましては、韓国の暴戻言語に絶すると私は思ふのであります。どういふ事情で拿捕され、またどういふ事情で釈放されたか、それらの事情を明らかにしなければならぬと思ふのであります。それは同時に漁船の問題にただちに關連をするわけでありまして、おそらくあの巡視船が拿捕されたことを見ておつた全

國の漁業者の諸君は、非常にびつくりしたと思ふのであります。われ／＼はどうしてもこの事情を明らかにし、追究すべきは追究し、そして韓国の暴戻きわまりない態度に對して、あくまでもその非をたたきなければならぬと思ふのであります。適當なる機会に外務大臣なりあるいは保安庁の長官なりをこの席に呼んでいただいて、徹底的にこれを追究していただきたい。そのことを委員長にお願いをしまして、私の質問を終ります。

○田口委員長 吉武恵一君。

○吉武委員 私は第六条につきまして簡単に伺ひたいのであります。この点はすでに十二月十八日に農林大臣から言明され、さらに本法案が提出になりました二月十三日も政務次官からお話になつた点でありますから、それでいいかと思ひますけれども、農林当局だけの言葉で、あとで間違ひがあるとするので、自治庁からおいでになつておりますから、もう一度念を押しておきたいと思ひます。

第六条によりまして府県が代船融資について一部の利子補給をいたしまして、その半額は特別平衡交付金に充てて見るといふことを言つておりますが、それで自治庁の方はよろしゅうございまして、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○後藤政府委員 六条はまことに異例な立法であります。私どもといたしましては、府県に財政需要が生ずるわけでありまして、特別交付金につきましては、御趣旨の通り善処いたしたいと考えてあります。

○田口委員長 これにて本案に對する

質疑は終了いたしました。

次に本案を討論に付する順序であります。が、別に討論の通告がありませんから、討論はこれを省略して、ただちに採決いたします。

○田口委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は小委員長報告の通り修正議決されました。

○田口委員長 御異議なしと認めます。

○田口委員長 異議なしと認めます。よつてそのように決します。

○田口委員長 この際小委員会における参考人招致の件についてお諮りいたします。水産貿易に関する小委員長より、同小委員会において起草中の輸出産業の振興に関する法律案につきまして、関係団体の意見を聞くため、北海道貿易振興委員会代表佐々木述男君、日本油脂輸出組合代表木本英一君、日本石油工業協同組合及び日本水産油脂協会代表松本七郎君、以上三名を参考人として選定し、同委員会において意見を聞くことといたしたい旨の申出が

あります。同委員長の申出の通り決するに御異議ございませんか。

○田口委員長 異議なしと認めます。よつてそのように決定いたします。

本日はこの程度にとどめ次回は公報

をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

【参照】

特定海域における漁船の被害に伴う
資金の融通に関する特別措置法案に
関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕